

令和7年度第二種奨学金（海外）在学採用 募集要項－海外の大学に在学中の方－

日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が、経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として、国が実施する制度です。

第二種奨学金（海外）在学採用は、学位取得を目的として現在海外の大学に在学している人を対象とした、有利子の貸与型奨学金です。奨学金の貸与を希望する場合は、本募集要項及び「貸与奨学金案内」を読み、貸与奨学金の制度を十分に理解したうえで、申込みから貸与・返還に至るまでの手続きを行ってください。

1. 申込資格

申込みにあたっては、以下の「申込資格」を確認してください。奨学生として採用後、万一、申込資格がないことが判明した場合は、その採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金全額を速やかに一括返金していただくことになります。

- (1) 学士号の学位取得を目的に海外大学又は海外短期大学に在学中の人で、人物及び学力の基準を満たし、経済的理由により修学に困難があると認められる人。
- (2) 申込月において在籍校の残りの在籍期間（卒業（修了）予定月までの期間）が3か月以上あること。
- (3) 申込月において休学中又は留年中でないこと。
※過去において休学期間又は留年期間があった場合、当該期間は奨学金の貸与対象外です。
- (4) 申込月において国内の学校に在籍していないこと。
- (5) 申込月において機構の国内の奨学金の給付・貸与を受けていないこと（重複不可）。
- (6) 過去に貸与を受けた機構の奨学金について、以下（ア）～（エ）の状態にないこと。
（ア）返還誓約書が未提出の場合、（イ）奨学金の返還を延滞している場合、
（ウ）代位弁済済みの場合、（エ）債務整理中の場合
※上記（ア）又は（イ）の状態にある場合は、新たに奨学金を申込みするためには速やかに必要な手続きを行うことが必要です。上記（ウ）又は（エ）の場合は、新たに奨学金を申込み資格はありません。
- (7) 日本国籍又は下表の申込資格を満たす在留資格があること。

※外国籍の人は下表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明書を本機構へご提出ください。（※1）

国 籍	在留資格（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3）	・「在留カード」（両面のコピー） ・「定住者」は、【様式1】在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	定住者（※4）	・「在留カード」（両面のコピー） ・「出入国記録の写し」（原本）（※6） ・【様式1】在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書
	家族滞在（※5）	
	上記以外（留学等）	
		申込資格がありません（※7）

- (※1) 申込日時時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。
- (※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。
- (※3) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。
- (※4) 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。
- (※5) 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。
- (※6) ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。
- (※7) 申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

2. 選考基準（学力基準・家計基準）

第二種奨学金（海外）の申込者については、「学力」「家計」について、機構の定める選考基準を満たすかを審査し、基準を満たす人を奨学生として採用します。

（1）学力基準

大学が定める学位取得までの最短修業年限内に卒業見込みであること。

（2）家計基準

生計維持者^{（注1）}について、次の基準に該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

（注1）父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者になります。父母ともに同一生計の中にいる場合は、無収入であっても、父母ともに生計維持者として申告する必要があります。

奨学金	家計基準(※1)
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額(※2)が381,500円以下であること

(※1) 収入については、申込月によって用いる住民税情報の年が違います。

【第1～第5回（5月～9月）申込の方】は2023年（1月～12月）の収入に基づく2024年度住民税情報、

【第6～第8回（10月～12月）申込の方】は2024年（1月～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報

により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

(※2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100円未満は切り捨て）。

$$\text{貸与額算定基準額}^{\star 1} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{\star 2} - (\text{多子控除})^{\star 3} \\ - (\text{ひとり親控除})^{\star 4} - (\text{私立自宅外控除})^{\star 5}$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります（以下の例外を除きます）。

・ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。

- ★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報または申込書に記入の申告人数のうち、小さい人数を適用します。

(例) 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、
(3-2) 人×40,000円=40,000円となります。

- ★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

- ★5 在学採用の審査において、あなたが自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

※あなたが早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるように収入基準の審査を行います。

3. 貸与対象校（課程）

○大学：正規課程（学位※取得課程）に在籍していることが必要です。

※Bachelor's Degree（学士号）

○短期大学：短期大学を卒業（修了）後、1年以内に学士号取得を目的として、海外の大学に編入学を予定している場合に限りです。

○ファンデーションコース：日本との教育制度の違いから、大学入学前に留学生に対してファンデーションコースの修了が義務付けられている国（イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ等）に留学している場合に限り、奨学金貸与の対象となります。なお、語学コース（ESL等）は奨学金貸与の対象外です。

○TAFE（オーストラリア）：学士号を取得する場合には、大学相当として扱います。卒業後に海外の大学に編入学する場合は、短期大学相当として扱います。

○IBT（オーストラリア）：1年課程を修了すると提携大学の2年次に直接編入できる場合、大学課程の1年次に相当するため奨学金貸与の対象となります。

4. 入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の「国の教育ローン」を申込み、利用できない世帯の学生を対象とした奨学金です。

* 入学時特別増額貸与奨学金は、「入学年月」と「貸与を開始する年月（貸与始期）」が一致する場合に限り、申込みことができます。入学年月と貸与始期が相違する場合は、申込みできませんので、「申込書」の「（入学時特別増額貸与奨学金を）希望しない」に○をつけてください。

* 「国の教育ローン」への申込みが必要か否かについては、申込書類をご提出いただいた後、機構にて家計審査を行い、「国の教育ローンへの申込必要」と判定された場合は、国内連絡者へ連絡します。

【「国の教育ローンの申込不要」と判定された場合】

追加提出書類は必要ありません。

初回振込時に貸与月額と合わせて一括して振り込まれます。

【「国の教育ローンの申込必要」と判定された場合】

公庫の「国の教育ローン」を申込み必要があります。その結果、融資が受けられないとの通知を公庫から受けた場合にのみ、下記の追加書類1)、2)を提出することにより、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。

1) 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」

2) 融資できない旨を記載した公庫発行の通知書のコピー

5. 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには「機関保証制度」に加え、「人的保証制度」への加入が必要となります。これらの保証を受けた場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことになります。

①機関保証制度：保証機関の連帯保証を受ける制度です。

本機構が毎月の奨学金から保証料を差し引き、保証機関に支払います。

②人的保証制度：連帯保証人及び保証人を選任する制度です。

なお、奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。国内連絡者には、原則として、人的保証において連帯保証人（原則、父母）となる予定の人を選任してください。

6. 貸与始期／終期、貸与月額

●貸与始期

貸与始期は、2025年4月を限度として入学日以降の月に遡及して貸与開始が可能です。

※遡及月からの期間内に休学期間や留年期間がある場合、または成績証明書により成績不良であることが明らかな期間は貸与対象外になります。

申込月より後の貸与開始を希望する場合は、申込月から3か月以内の範囲で、貸与開始が可能です。ただし、2026年4月以降は選択できません。

●貸与終期

貸与終期は、在籍証明書に記載された卒業予定期（学期の最終授業／試験月）までとなります。ただし、卒業予定期の日付が1日付けの場合は、その前月となります。

●貸与金額

第二種奨学金（海外）の貸与月額は2万円～12万円の1万円単位の金額から、入学時特別増額貸与奨学金は10万円～50万円の10万円単位の金額から選択できます。なお、毎月の振込額は、貸与月額から機関保証料月額を差し引かれた金額となります。

奨学金の種類	貸与金額
第二種奨学金（海外）	月額 20,000 円・30,000 円・40,000 円・50,000 円・60,000 円・70,000 円・80,000 円・90,000 円・100,000 円・110,000 円・120,000 円
入学時特別増額貸与奨学金	100,000 円・200,000 円・300,000 円・400,000 円・500,000 円

7. 転職により収入が減少した場合

貸与額算定基準額は、提出された課税証明書の住民税情報により算出しますが、以下の条件を満たす場合は、給与収入及び事業所得について、転職後の収入を用いて貸与額算定基準額の算定を行うことが可能です。

※転職とは、勤務先を変更した、または開業したことをいいます。

（1）対象

【第1～第5回（5月～9月）申込】

2023年1月2日以降に生計維持者が転職したことで収入が減少した場合

【第6～第8回（10月～12月）申込】

2024年1月2日以降に生計維持者が転職したことで収入が減少した場合

(2) 提出書類

対象者	必要書類	概要
対象者全員	【様式H】 転職者 収入証明書提出用紙	
給与収入の場合	転職後の給与明細 (直近3か月分) ※直近3か月の期間内に給与がある場合は 給与明細も提出 ※転職してから3か月に満たない場合は、 転職した月以降の分を提出	給与明細から平均月収を算出(非課税の交通費を除く)し、年額を算出します。 ※氏名、勤務先名、月ごとの金額が記載された給与明細が必要です。
事業所得の場合	帳簿 (直近3か月分) ※開業してから3か月に満たない場合は、 開業した月以降の分を提出	月ごとの「売上総額」「経費総額」が書かれているものを提出してください。 収入(売上)金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を算出します。

※対象の生計維持者が2名いる場合は、それぞれ作成してください。

8. 申込方法

下記9.の提出書類を、下記10.の期限までに、下記13.の提出先まで送付してください。
個人情報を含む書類のため、普通郵便ではなく必ず追跡可能な方法(簡易書留、EMS等)でお送りください。

9. 提出書類

提出書類の様式は、機構ホームページの「申込書類請求フォーム」から請求してください。

【全員提出が必要な書類】

- (1) 【様式A】 提出書類一覧表
- (2) 【様式B】 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書
- (3) 【様式C】 申込書
- (4) アカデミックカレンダー
- (5) 【様式D】 留学計画書
- (6) 在籍証明書
- (7) 成績証明書(又は履修証明書)
- (8) 【様式E】 収入関係証明書類提出台紙
- (9) 収入に関する証明書類 ※申込回によって異なります。
- (10) [日本国籍の方] パスポートのコピー(所持していない方は、戸籍抄本と身元確認書類)
- (11) [外国籍の方] 在留カードのコピー、在留資格に関する証明書類、
 【様式I】 在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書

【該当者のみ提出が必要な書類】

- (12) 海外居住者のための収入申告書 ※申込回によって異なります。
- (13) 【様式F】 年収等の実績計算書 ※申込回によって異なります。
- (14) 【様式H】 転職者 収入証明書提出用紙 ※申込回によって異なります。

【入学時特別増額貸与奨学金の申込者のうち、家計判定により提出が必要となる書類】

- (15) 【様式G】 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書
- (16) 融資できない旨を記載した公庫発行の通知書のコピー

10. 申込期限及び初回奨学金交付

申込月	申込書類提出期限	初回奨学金交付日
第1回（5月申込）	2025年 5月10日 必着	2025年 7月11日
第2回（6月申込）	2025年 6月10日 必着	2025年 8月11日
第3回（7月申込）	2025年 7月10日 必着	2025年 9月11日
第4回（8月申込）	2025年 8月10日 必着	2025年 10月11日
第5回（9月申込）	2025年 9月10日 必着	2025年 11月11日
第6回（10月申込）	2025年 10月10日 必着	2025年 12月11日
第7回（11月申込）	2025年 11月10日 必着	2026年 1月11日
第8回（12月申込）	2025年 12月10日 必着	2026年 2月11日

※日本学生支援機構に書類が到着した日を「申込日（誓約日）」として扱います。

※書類提出期限は機構必着です。書類提出期限が土日祝にあたる場合は、翌営業日となります。

期限を過ぎた場合、申込月及び初回奨学金交付は次月以降になります。

※奨学金交付日が金融機関の休業日のときは、前営業日となります。

機構は提出書類を審査のうえ、採用の可否を決定します。採用となった場合は、申込月から2か月後に、奨学金が振込みされます（初回奨学金交付日）。審査結果は、初回奨学金交付月の初旬に、国内連絡者宛てに通知します。

提出書類に不備（未記載の箇所や記載内容の誤り、未提出書類、提出書類の相違等）があった場合は、国内連絡者を通して照会を行います。期限内に提出しても、不備解消に時間を要すると、初回奨学金交付は次月以降になりますので、ご了承ください。

11. 安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル3（渡航中止勧告）以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。なお、オンライン授業をレベル3以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

○外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp>

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

12. 第二種奨学金（海外）について（ホームページ）

日本学生支援機構のホームページにおいて、第二種奨学金（海外）について情報を掲載していますので、併せてご覧ください。

○第二種奨学金（海外）制度概要

ホーム > 奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 海外留学のための貸与奨学金（返済必要）> 第二種奨学金（海外）> 第二種奨学金（海外）制度概要

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kaigai/2shu_kaigai/about.html

13. 書類の提出先・問い合わせ先

〒104-8173 東京都中央区銀座 6-18-2

独立行政法人日本学生支援機構

貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

電話：03-6743-6040（平日 8 時 30 分～18 時 15 分）

FAX：03-6743-6671

※ 個人情報を含む書類のため、普通郵便ではなく必ず追跡可能な方法（簡易書留、EMS等）でお送りください。